

秩父市中期財政計画

（第4次 財政健全化計画）

令和5年3月

秩 父 市

目 次

はじめに	1
I 中期財政計画	
第1章 計画の基本的事項	2
1 計画の内容	2
第2章 市財政の現状	3
1 市財政の現状	3
2 財政構造の特徴	3
第3章 中期財政計画（財政プラン）	8
1 歳入の見通し	8
2 歳出の見通し	11
3 取り組むべき課題	15
4 目標の設定	16
5 中期財政計画（財政プラン）	17
II 第4次 財政健全化計画（令和3年度策定）	
第1章 計画の基本的事項	18
1 基本的理念	18
2 計画の内容	19
第2章 財政健全化計画	19
1 人件費	19
2 扶助費	20
3 公債費	20
4 物件費・維持補修費	21
5 補助費等・繰出金・出資金	22
6 歳入確保（その他取り組むべき方策）	23
むすびに	24

はじめに

本市においては、合併後 17 年が経過し、合併特例法に基づく普通交付税の優遇措置も平成 28 年度から段階的に削減され、令和 3 年度には合併にかかる財政的な特例がすべて終了したため、財政構造の大幅な見直しが必要となります。

また、市税収入の大幅な増加が見込めない中、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加、施設の老朽化に伴う維持管理費や物件費の増加が見込まれるなど、今後、さらに厳しい財政状況が予想されます。

これらを踏まえ、将来的に持続可能な行政基盤を確立していくためには、中長期的な視点に立った規律ある健全な財政運営を堅持する必要がある、最新の指標を反映させた「中期財政計画」を策定しました。本計画は、市財政の現状分析を行い、将来の財政収支の見通しを明らかにしています。

また、令和 3 年度に改訂した「第 4 次財政健全化計画」は、中期財政計画を実現するための行動指針となっており、2 つの計画が両輪をなしているために合冊といたしました。

これらの計画を今後の財政運営の指針として活用するとともに、総合振興計画に掲げる将来都市像「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の実現に向け、健全で規律ある財政運営に努めてまいります。

I 中期財政計画

第1章 計画の基本的事項

1 計画の内容

(1) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

(2) 対象となる会計

普通会計のみを対象とします。

(3) 推計方法

- 平成29年度から令和3年度までの決算額及び令和4年度予算額（補正予算計上額）を参考に、各年度の決算見込額を推計しています。
- 税制、国・県の補助制度等については、現行の制度が継続する前提で推計しています。
- 計画に用いる人口は、総合政策課公表の「令和4年4月1日のデータをもとにした秩父市の人口推計」によります。

<人口推計>

	実績値 ←			→ 推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
未就学児(0～5歳)	2,330	2,212	2,094	2,030	1,962	1,893	1,847	1,798
小中学生・高校生・大学生等(6～21歳)	8,472	8,263	8,061	7,831	7,626	7,416	7,181	6,962
小学生(6～11歳)	2,873	2,817	2,734	2,655	2,591	2,491	2,381	2,256
中学生(12～14歳)	1,621	1,588	1,544	1,496	1,427	1,396	1,383	1,399
高校生等(15～17歳)	1,730	1,696	1,658	1,612	1,573	1,534	1,486	1,418
大学生等(18～21歳)	2,248	2,162	2,125	2,068	2,035	1,995	1,931	1,889
実質生産年齢(22～64歳)	30,298	29,649	29,084	28,510	27,910	27,305	26,804	26,241
(22～59歳)	25,833	25,348	24,825	24,338	23,766	23,245	22,732	22,280
(60～64歳)	4,465	4,301	4,259	4,172	4,144	4,060	4,072	3,961
前期高齢者(65～74歳)	9,651	9,919	9,823	9,507	9,236	8,950	8,664	8,437
後期高齢者(75歳以上)	10,916	10,786	10,817	11,118	11,370	11,639	11,789	11,926
合計	61,667	60,829	59,879	58,996	58,104	57,203	56,285	55,364

・経済成長率

令和5年1月に経済財政諮問会議に提出された政府の「中長期の経済財政に関する試算」では、「2022年度の我が国経済は、コロナ禍からの穏やかな持ち直しが続く一方で、世界的にエネルギー・食料価格が上昇するとともに、世界経済の減速が懸念されている。こうした下で、実質1.7%程度、名目1.8%程度の経済成長が見込まれる。2023年度については、経済対策の効果発現が

本格化すること等から、実質 1.5%程度、名目 2.1%程度の経済成長が見込まれる。」としています。

内閣府が本年 1 月に発表した月例経済報告では、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、穏やかに持ち直している。」としているが、新型コロナウイルス感染症などのリスクもあるため、現時点では経済成長率を 0% と仮定し、状況を見て今後のローリング作業の際に見直します。

(4) 計画の更新

決算状況や経済動向、税制改正を考慮して、毎年度ローリングを行うこととします。

第2章 市財政の現状

1 市財政の現状

地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来や地方分権・広域行政の進展など、時代の変革への対応が求められています。

秩父市は、こうした行政課題に対応するため、平成 17 年 4 月に合併しました。合併に伴い、合併特例期間の令和 2 年度までは普通交付税の優遇措置や合併特例債の活用などのメリットを享受できました。

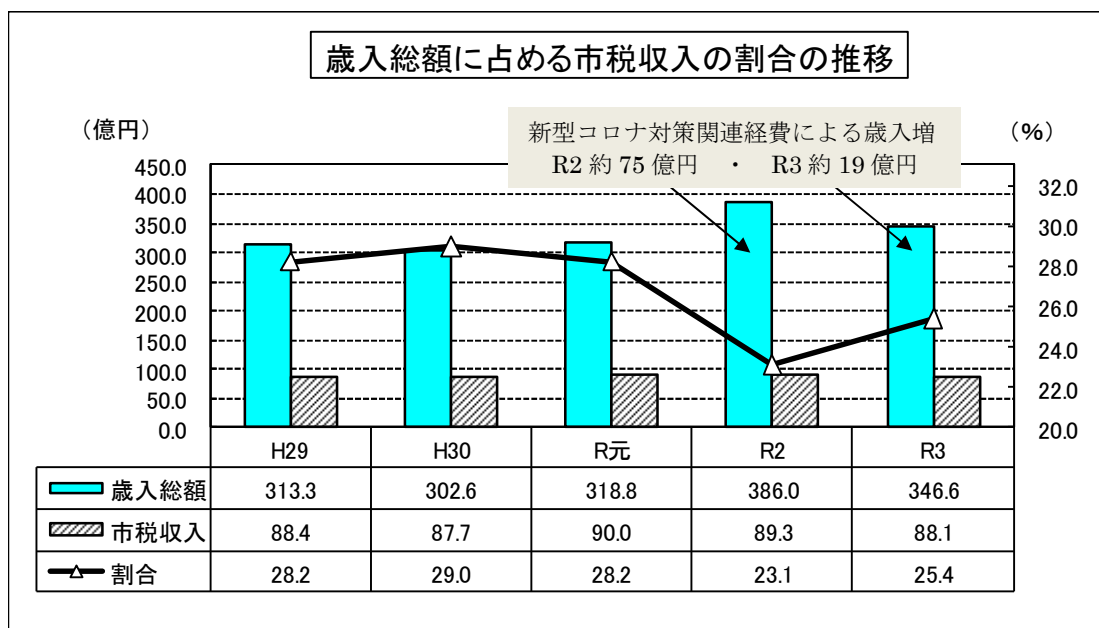
しかし、秩父市の財政は歳入に占める依存財源の比率が高く、財源確保において厳しい状況にあることに変わりありません。高齢化も全国平均を上回る状況で進行しており、医療・福祉の充実に対する住民ニーズは高まっています。また、森林をはじめとする環境保全、次代を担う人づくりのための教育環境の整備、公共施設の老朽化、再編等への対応など、今後の行政運営に必要な経費は多大であり、市財政に対する不安は増大しています。

2 財政構造の特徴

秩父市の平成 29 年度から令和 3 年度までの歳入・歳出の財政分析を行いました。

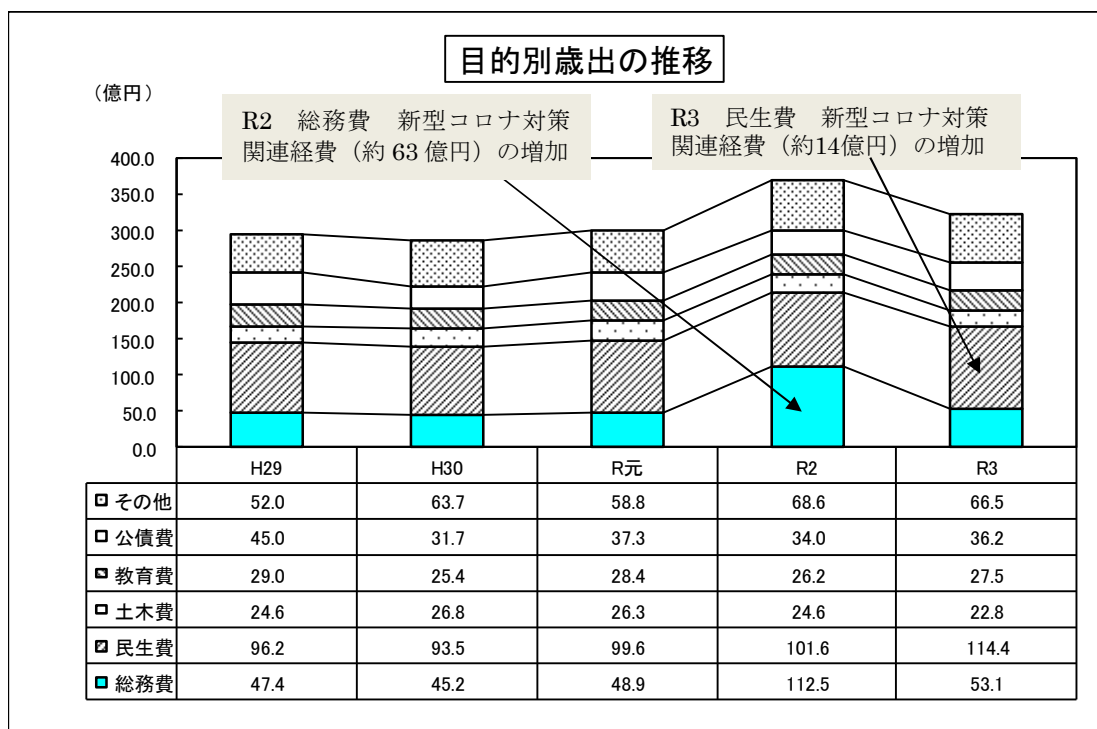
(1) 歳入の状況

歳入の柱となるべき市税収入の歳入総額に占める割合は、29%程度で推移していましたが、令和 2 年度に急落しております。この要因は新型コロナウイルス感染症対策経費に係る、国庫補助金等の大幅な増額によるものです。同様に令和 3 年度も令和 2 年度よりは減額となりましたが、新型コロナウイルス感染症対策経費の影響により割合が低下しております。



(2) 歳出の状況

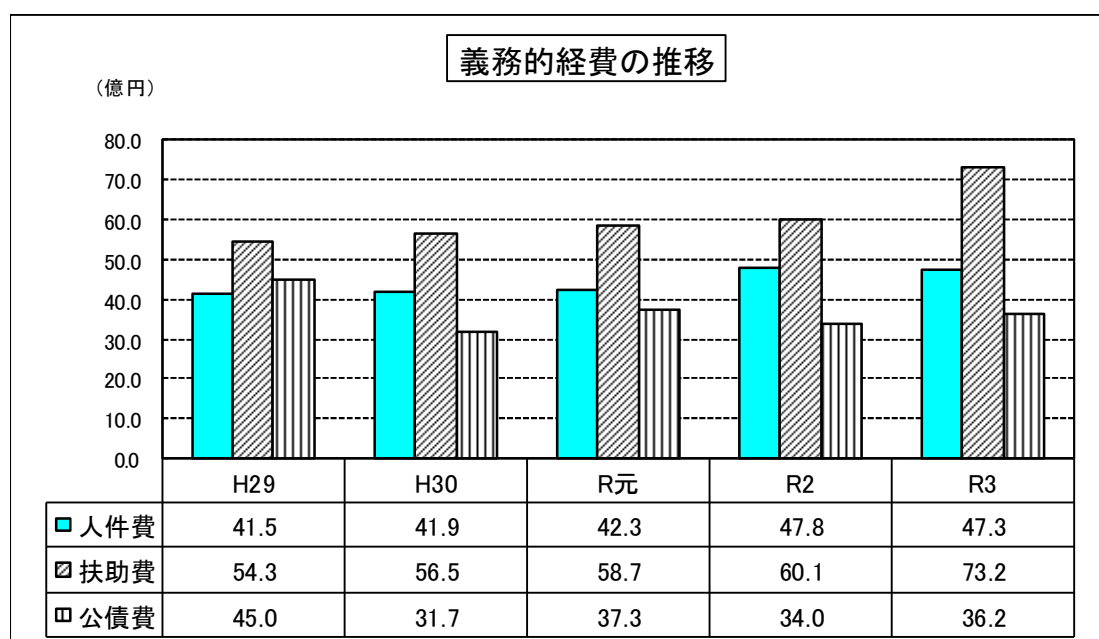
歳出の構成を行政目的別に見ると、民生費の構成割合が高く年々増加しています。また、公債費の割合が高いのは、市債の繰上償還を継続して行っているためです。令和2年度の総務費、令和3年度の民生費の増額は新型コロナウイルス感染症対策経費の増加によるものです。



義務的経費は、歳出のうち容易に節減できない硬直性の強い経費のことです。人件費は、定員適正化計画に基づく職員数の削減等により横這い傾向にありましたが、令和2年度からは、会計年度任用職員が人件費に計上されたことにより増額となっております。

公債費は、市債総額を抑制するために繰上償還を積極的に行っており、年度により増減があるのは、繰上償還によるものです。

扶助費は、景気の低迷による影響もありますが、保育園の運営や医療費助成、障がい者・高齢者対策に要する経費、児童手当の支給等により、年々増加しています。令和3年度に急増しているのは、新型コロナウイルス感染症対策経費の増額によるものです。



(3) 市債及び基金の状況

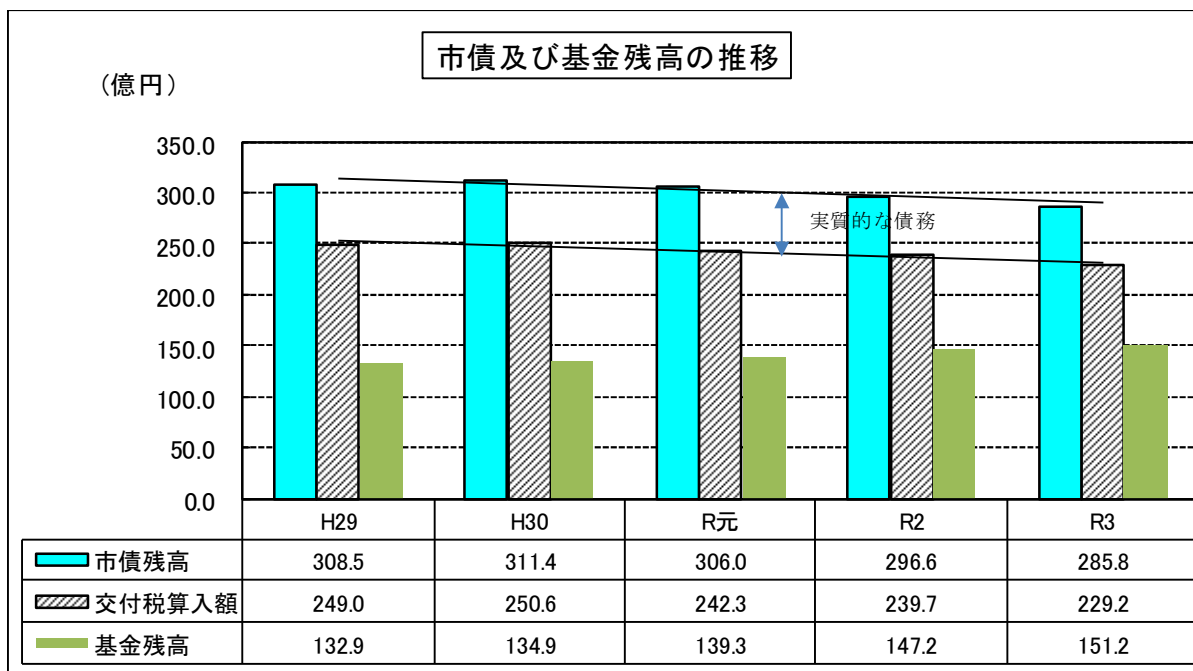
市債は、将来にわたり償還義務が発生しますが、長期間市民が利用する施設の建設等について、現役世代の市民だけでなく、将来その施設を使用する市民を含め、長期間にわたり経費を負担する「世代間の負担の公平」を図る機能があります。

市債残高は、地方交付税原資の不足による臨時財政対策債や合併特例債の発行により増加しましたが、ここ数年の繰上償還により減少傾向にあります。

基金は、その性質上、奨学資金のように貸付を目的とし、原資が減少しない定額運用のものと、施設の建設や財源不足が生じたとき、その不足分を賄うために取崩すためのものがあります。秩父市は令和3年度末現在18の基金を有しています。

基金残高は、公共施設整備基金への積立てや、将来の市債償還の財源とするために減債基金への積立てを計画的に行っております。

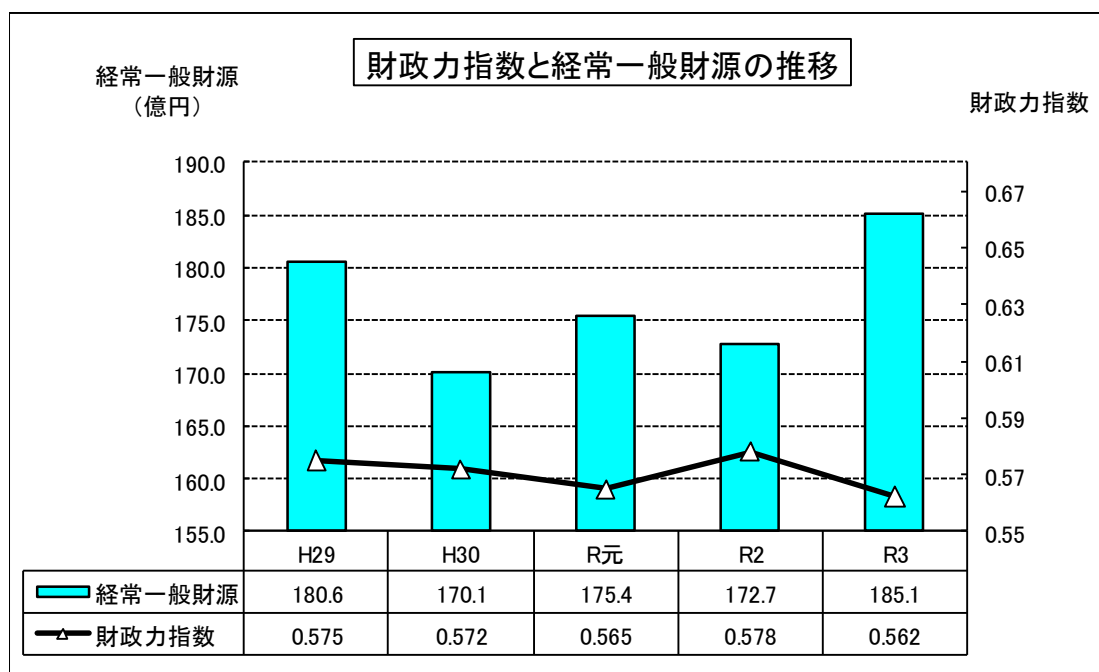
今後は、市債と基金のバランスを注視していく必要があり、基金を活用して市債残高の抑制に取り組めます。



(4) 各種財政指標の推移

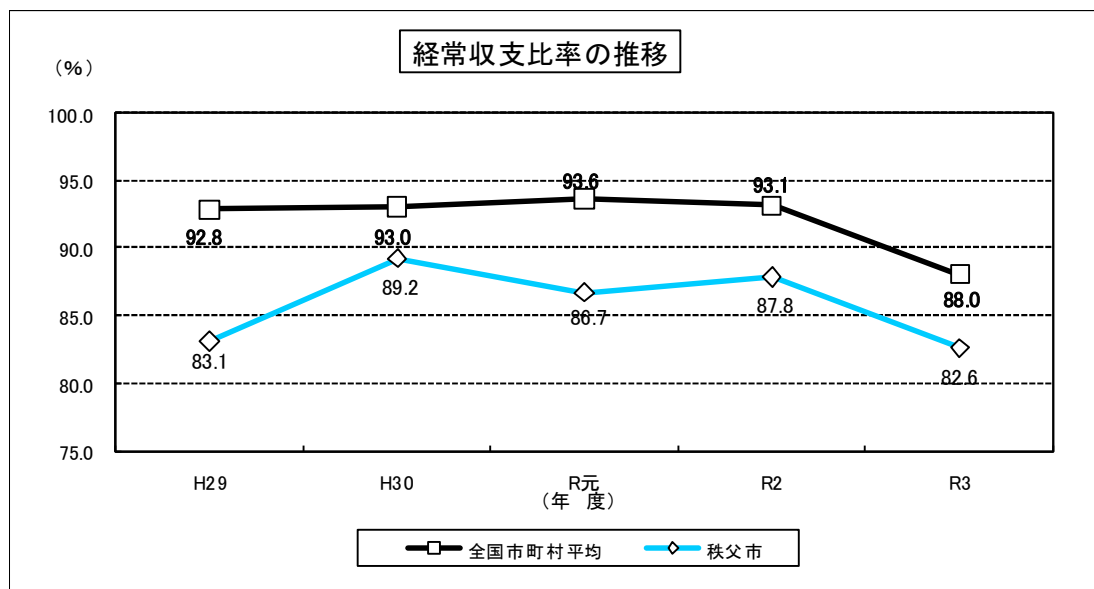
毎年度連続して継続的に収入される財源のうち、その用途が限定されない経常一般財源は市税と地方交付税が大部分を占めます。平成29年度、令和元年度に増加した要因は、市債の繰上償還が地方交付税に算入されて地方交付税が増加したためです。令和3年度の増加は市債の繰上償還による増加と、臨時経済対策として地方交付税の再算定があったためです。

また、財政力指数は、0.016ポイント下降しました。



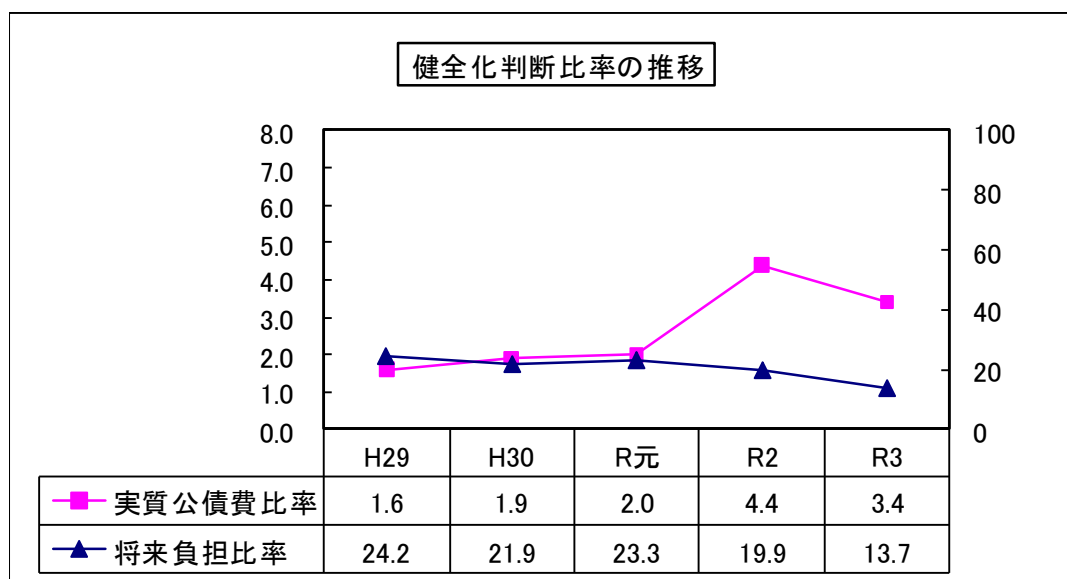
経常収支比率は、普通交付税及び臨時財政対策債の増額や財政健全化計画による行財政改革に取り組んだ結果、これまでの数値はいずれも全国平均より低い状態にあります。平成30年度には89.2%と大幅に上昇しましたが、令和元年度以降は地方交付税や市税など経常一般財源の増加により数値が改善しました。

令和3年度は全国的に臨時経済対策による普通交付税の再算定による増額があったため数値は改善しております。



健全化判断比率ですが、4つの指標のうち、実質赤字比率と連結実質赤字比率は赤字額がありませんでした。実質公債費比率は、令和3年度決算の数値が3.4%

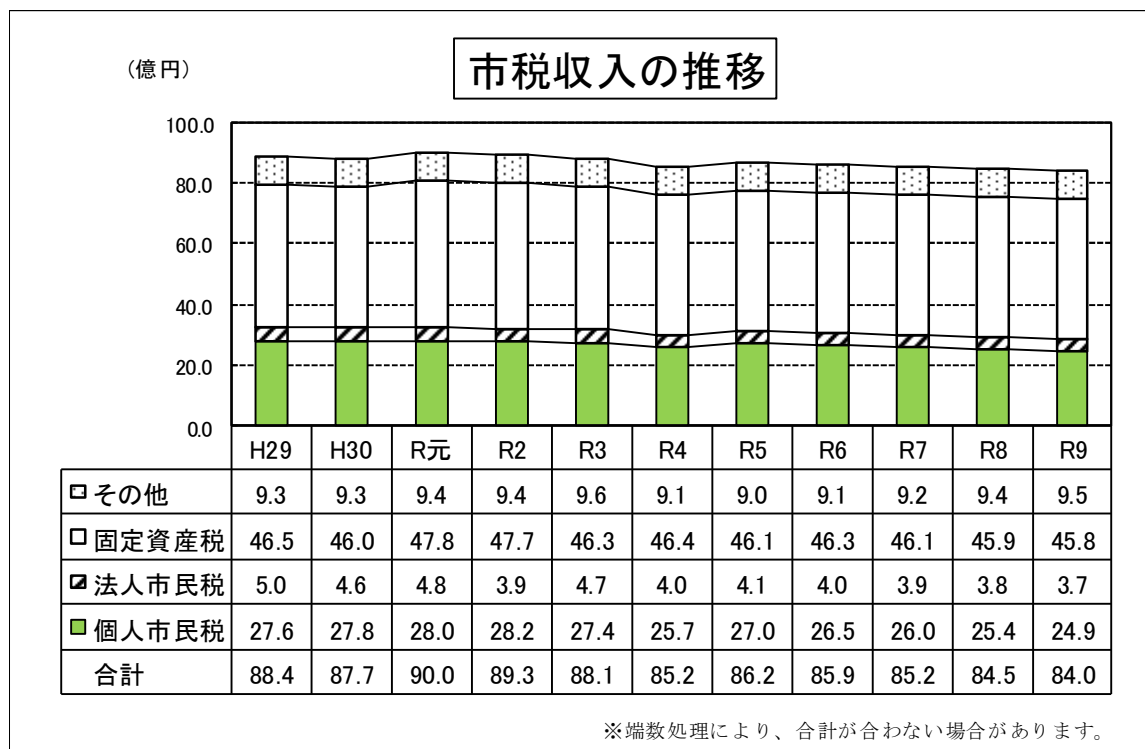
(3カ年平均)と令和2年度に比べて、1.0ポイント下降しました。将来負担比率は13.7%となり6.2ポイント改善しました。いずれも、早期健全化基準、財政再生基準を大幅に下回っています。



第3章 中期財政計画(財政プラン)

1 歳入の見通し

(1) 市税



市税は歳入の柱であり、歳入総額の約 30%を占めています。

固定資産税は減少傾向にありましたが、ダム資産の軽減特例期間が終了したため、令和元年度に一旦上昇し、その後は減少傾向となる見込みです。なお、令和 4 年度以降は人口減少、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、市税全体でも微減傾向を見込みます。

① 個人市民税

過去の決算額を参考に、前年度の実質生産年齢人口（22 歳～64 歳）の増減率を乗じた値を加算していますが、人口の減少等により減少していく見込みです。

② 法人市民税

過去の決算額を参考に、当年度の実質生産年齢人口の増減率を乗じた値を加算しています。経済成長率や個別企業の業績見通しは考慮しておらず、令和 4 年度以降から微減傾向になるものと見込んでいます。

③ 固定資産税

過去の決算額を参考に算出しています。滝沢ダムについては、償却資産の特例率の変更により平成 26 年度に増額となり、令和元年度には特例期間の終了により増額となりました。今後の減価償却等を見込み、償却資産は 1%、国有資産は 2%をそれぞれ一律で減額とし、評価替え等により土地・家屋も減額傾向になると見込まれます。

④ その他市税

その他の市税には、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税、入湯税があり、いずれも過去の決算額を参考に算出しています。軽自動車税は、低燃費等の理由で購入者が増えていることや税制改正により、微増で推移するものと見込んでいます。鉱産税、市たばこ税、入湯税は微減傾向を見込んでいます。

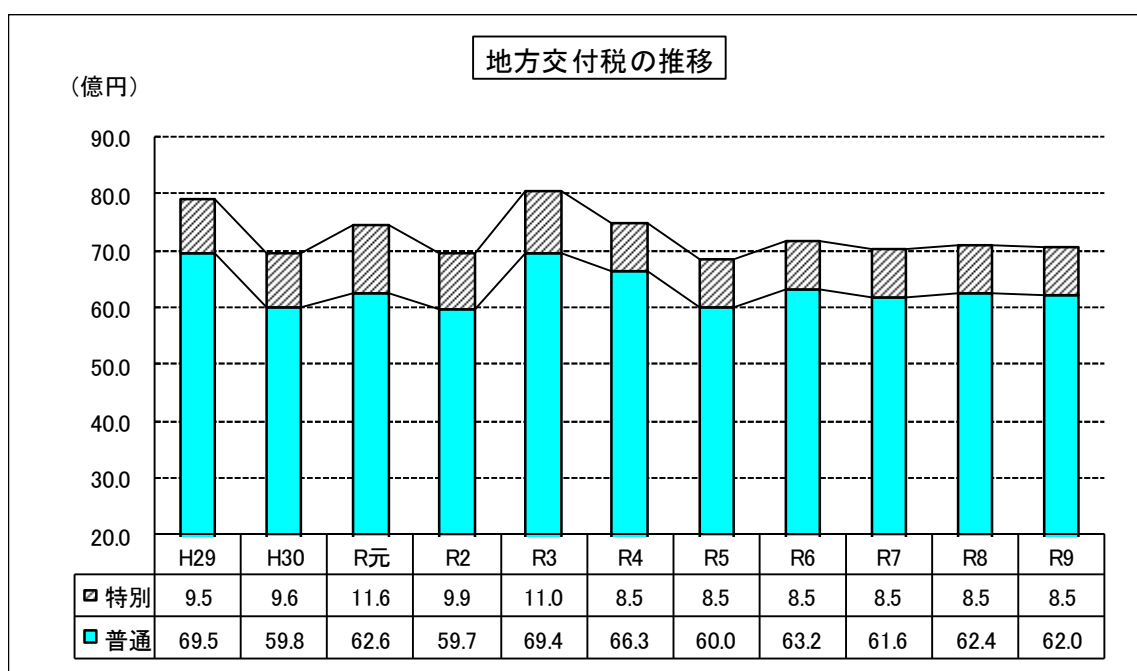
(2) 地方譲与税・交付金

地方譲与税には、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税、森林環境譲与税があります。暫定税率等、国の政策に影響を受けますが、過去の決算額を参考に算出しました。森林環境譲与税が導入され、今後増加が見込まれます。

交付金は、地方消費税交付金、自動車税環境性能割交付金、ゴルフ場利用税交付金、地方特例交付金、法人事業税交付金等があります。全体としては漸減傾向で推移するものと見込んでいます。

(3) 地方交付税

地方交付税は、市税とともに秩父市の歳入の約 20%以上を占める重要な財源となっています。平成 28 年度以降は市債の繰上償還を行っており、これに対し普通交付税が算入されることから繰上償還額により増減します。



① 普通交付税

秩父市は平成 17 年に合併しているため、平成 27 年度まで合併算定替の特例を受け、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて段階的に減額となり、令和 3 年度からは特例措置が完全なくなりました。

しかし、平成 28 年度以降、市債の繰上償還を積極的に行っており、繰上償還を実施する年度には、償還額の一部が普通交付税に算入されるため、一時的に増加する見込みです。令和 3 年度は繰上償還分の増額と、臨時経済対策として普通交付税の再算定による増額があったため、大幅な増額となっております。

② 特別交付税

令和元年度は台風 19 号被害のため特別交付税の増額がありました。また、今後は、災害等がない限り 8.5 億円前後で推移するものと見込んでいます。

(4) 国庫支出金

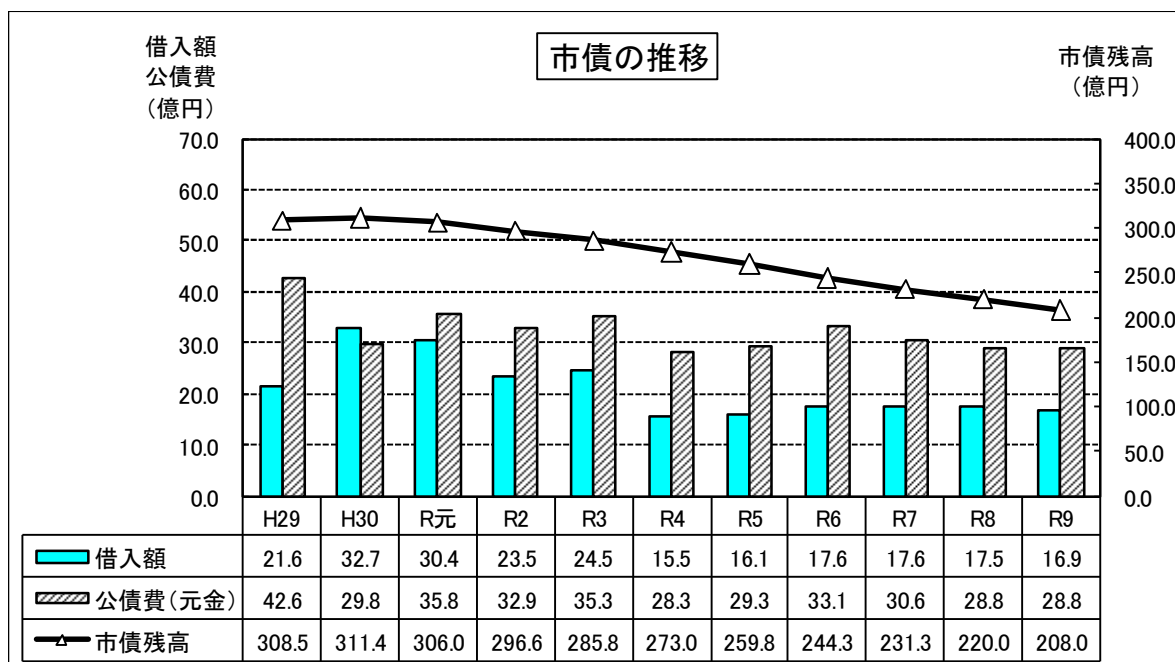
国庫支出金は、国の臨時的な経済対策や福祉給付に強く影響を受けるため、年度ごとの変動が大きくなっています。この分を除いて過去の決算額を参考に算出した結果、全体では漸減傾向で推移するものと見込んでいます。

令和 2 年度から令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、大幅に増加しております。

(5) 市債

① 市債

辺地・過疎対策事業債など、交付税算入率の高い地方債を中心に、借入を予定しています。普通建設事業の事業規模から算出していますが、必要な事業及び規模を精査するとともに、基金を活用して市債の借入額を減少させていく計画です。



② 臨時財政対策債

地方交付税原資の不足に対処するため、平成 13 年度から平成 15 年度の 3 カ年度に限り制度化された地方債ですが 6 度の延長を経て現在に至っています。今後何らかの形で地方の財源不足を補てんするものと考えられ、過去の発行可能額を参考に算出し、微減傾向で推移するものと見込んでいます。

③ 市債残高

平成 30 年度には、防災行政無線システム整備事業の財源とするため一時的に増加したものの、継続している繰上償還の効果により、減少傾向が続くと見込まれます。

(6) 繰入金

基金からの繰入金と特別会計からの繰入金があります。大きな割合を占めるのは基金からの繰入金で、財政調整基金、公共施設整備基金などがあります。過去の繰入額を参考に算出しています。今後、市債の繰上償還を予定しており、減債基金等からの繰入を見込んでいます。

(7) その他

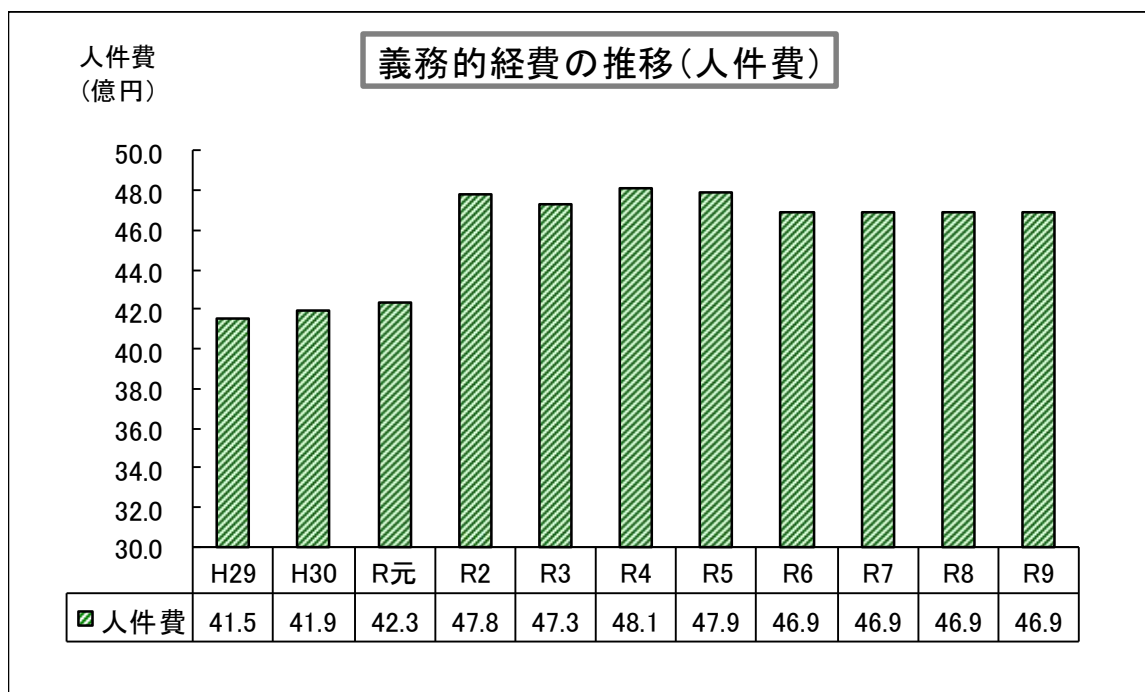
分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金などがあります。寄附金については、ふるさと納税寄附金を見込んでいます。また、使用料及び手数料については、受益者負担の原則から見直しを予定しています。その他はいずれも過去の決算額を参考に算出していますが、概ね横ばいで推移するものと見込んでいます。

2 歳出の見通し

<義務的経費>

(1) 人件費

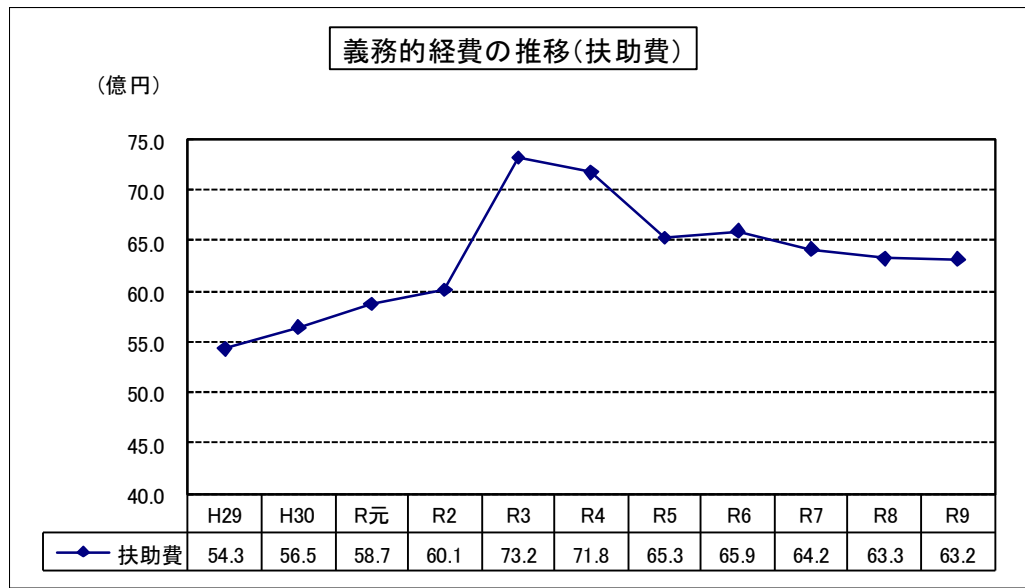
定員適正化計画に基づいて職員の削減により減少傾向にあった人件費は、令和2年度から導入された会計年度任用職員制度に移行したことにより、物件費から人件費に割り振られたため、大幅に増加しております。さらに今後は定年延長により職員削減が難しくなることが予想されます。



(2) 扶助費

過去の決算額と人口の推移（高齢者人口、児童人口等）や社会保障制度の充実を参考に算出しています。

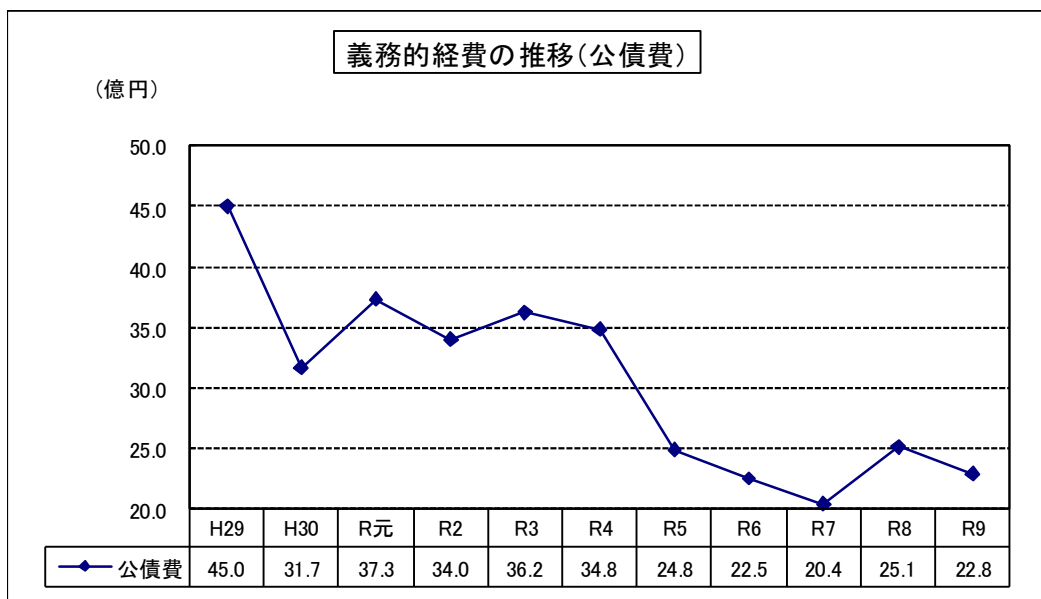
令和3年度及び令和4年度に上昇しているのは、新型コロナウイルス感染症対策による影響です。また、近年は障害者自立支援給付が増加傾向にあり、扶助費全体で増加傾向となっていました。令和5年度以降は高齢者人口が横ばいになるため、概ね横ばいで推移すると見込んでいますが、福祉制度の変更や新型コロナウイルス感染症対策の状況によっては増加する可能性があります。



(3) 公債費

既に発行した市債の今後の償還額を見込むとともに、新規に発行する市債については、令和3年度から令和7年度までに約100億円の市債を発行する前提で償還額を見込んでいます。平成28年度から市債の繰上償還を行っているため、繰上償還額により公債費は増減しますが、各年度で公債費が抑制できる見込みです。

なお、新規発行分の利子は、1.0%で推計しています。

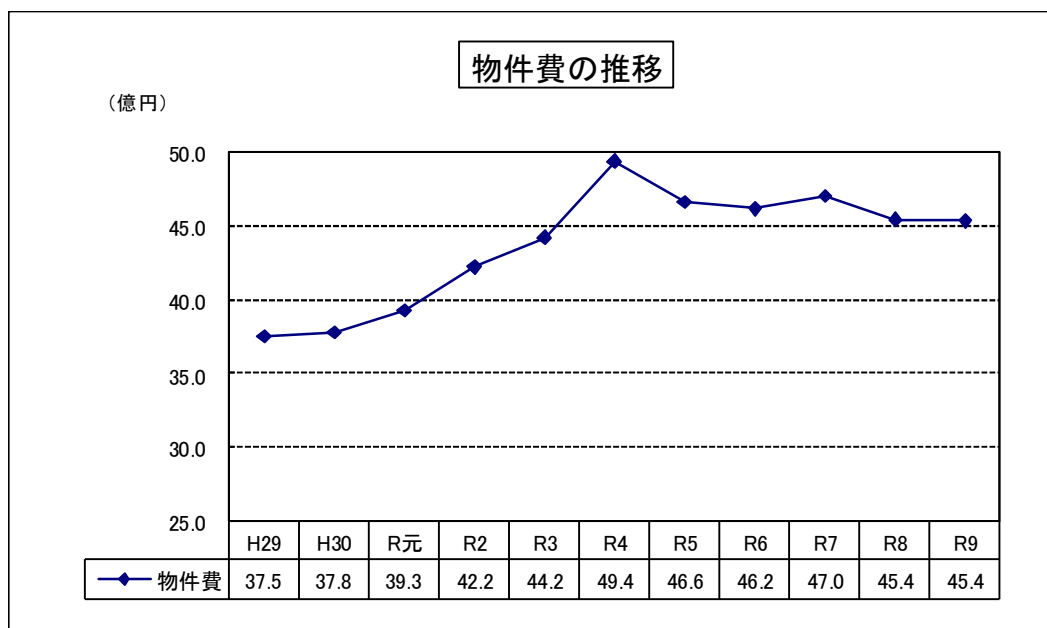


＜その他の経常的経費＞

(1) 物件費

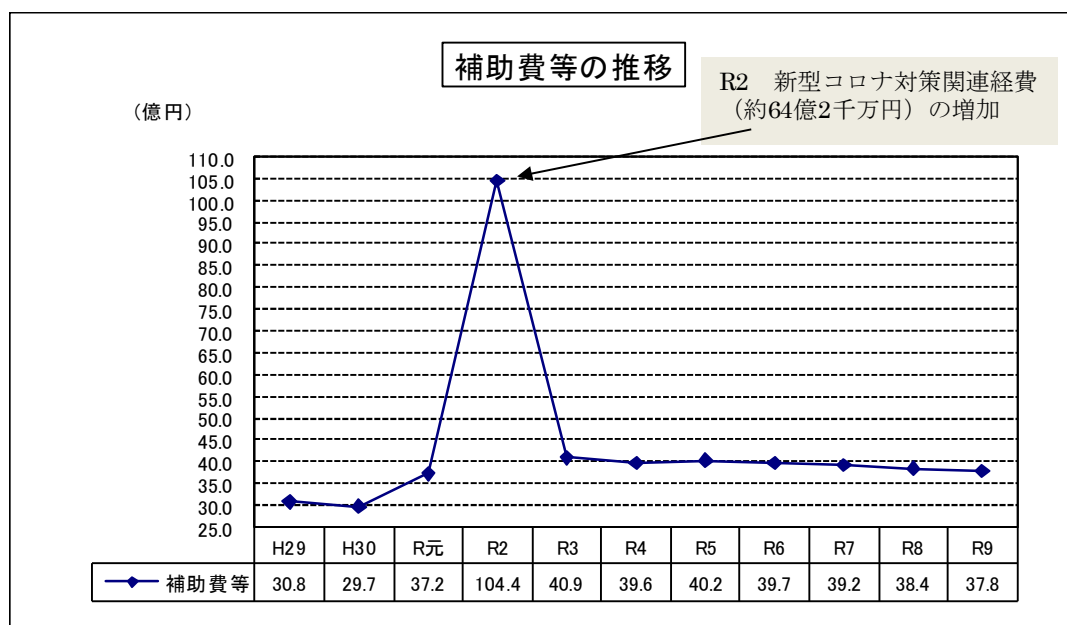
過去の決算額をもとに算出しています。

横ばい傾向が続いていましたが、消費税率の引上げや物価上昇により、令和元年度は増加し、さらに、令和2年度から令和4年度まで増加しているのは、新型コロナウイルス感染症対策経費の増加によるものです。その後は横ばい傾向で推移すると見込んでいますが、ファシリティマネジメントの推進など経費の抑制が必要となっています。



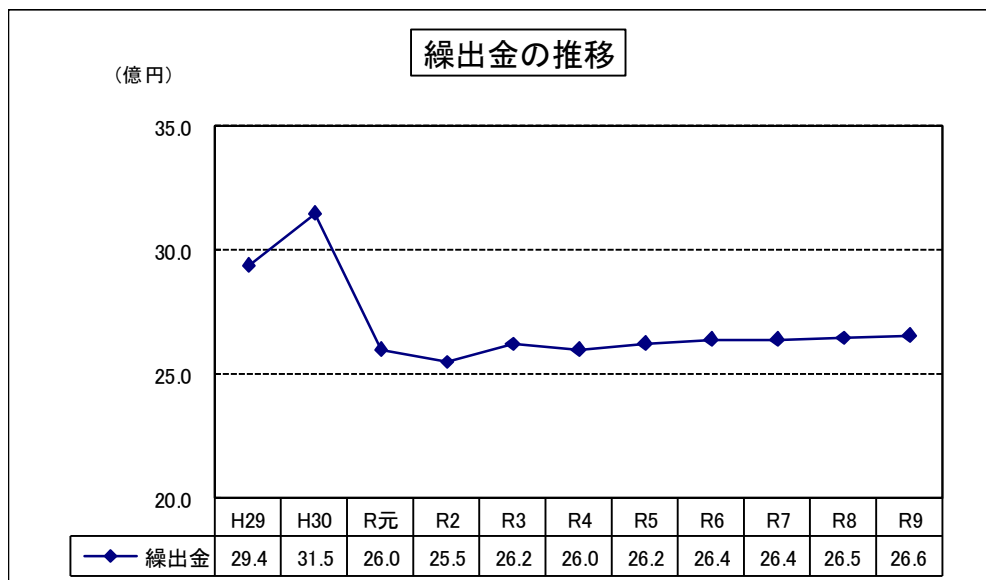
(2) 補助費等

一部事務組合の負担金や各種団体への補助金等が含まれます。令和2年度の増加は、新型コロナウイルス感染症対策のためです。その後は横ばい傾向で推移すると見込んでいます。



(3) 繰出金

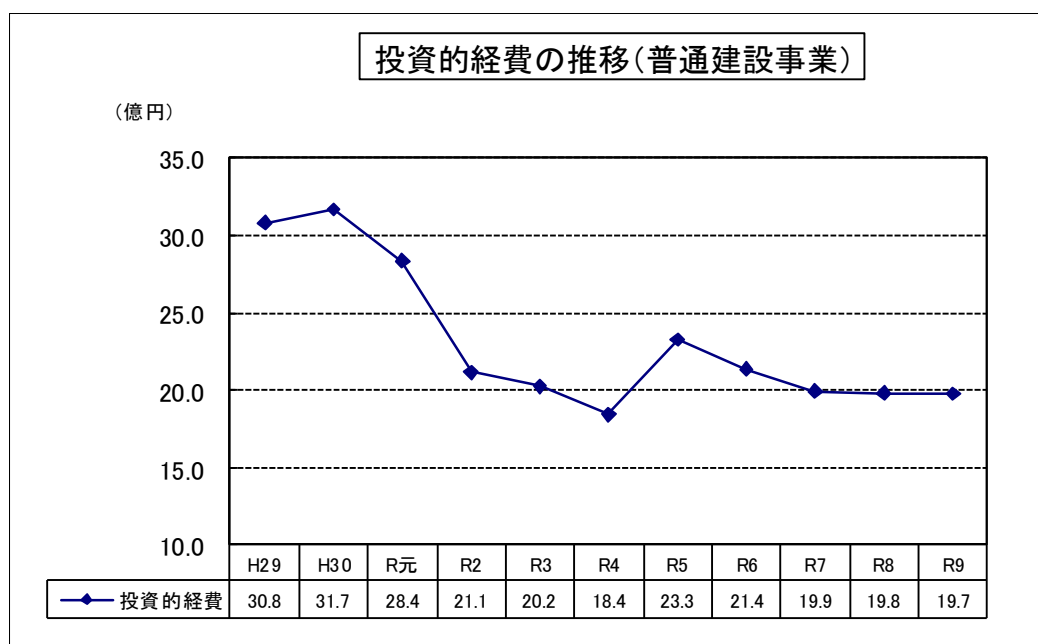
国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計などに繰り出しています。平成30年度は国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計などへの繰出金が増加しました。令和元年度から下水道事業が公営企業会計に移行し、分類が繰出金から補助費等に移行したため、令和元年度以降の繰出金の総額は減少します。その後は、全体としては概ね横ばいで推移するものと見込んでいます。



<投資的経費>

(1) 普通建設事業費

合併特例債を活用した義務教育施設や、道路、橋りょうの整備などの普通建設事業費は高い数値で推移しておりましたが、合併特例債の活用は終了しているため、今後は、道路・橋りょうの改良及び長寿命化、学校施設の改修など、総合振興計画や公共施設等総合管理計画に基づき、計画的に実施していきます。



(2) 災害復旧費

令和元年台風 19 号の事業費を最後に、災害復旧費は計上しておりません。

3 取り組むべき課題

(1) 自主財源の確保

秩父市の自主財源は、歳入全体の約 45%程度しかありません。

平成 27 年度で普通交付税の合併特例期間が終了し、平成 28 年度から減額が始まり令和 2 年度で終了し、令和 3 年度から特例措置がなくなりました。

自主財源の確保が重要な課題となっており、以下の取組を強化します。

- ① 市税収納率の向上
- ② 公共料金収納率対策
- ③ 使用料・手数料等の受益者負担の適正化
- ④ 未利用財産の売却
- ⑤ 行政財産の有効活用
- ⑥ ふるさと納税寄附金の募集、クラウドファンディングの活用
- ⑦ 定住・交流・関係人口を増加させ、税収や経済波及効果を高める取組

(2) 経常経費の削減

令和 4 年度から令和 8 年度を計画期間とする第 4 次財政健全化計画では、経常収支比率 85%を目標に取り組みます。財政構造の変化に伴い全国市町村の平均値は 88%となっており、大変厳しい状況となっていますが、本市においては健全財政が維持できるよう、今後も一層の経費削減に努力していきます。

① 人件費

定員適正化計画に基づいて、今後も計画的に人件費の削減を行います。また、会計年度任用職員の数についても適正化を図ります。

② 物件費

ファシリティマネジメントによる公共施設の統廃合を含め、コストの削減を徹底します。

③ 補助費等

秩父市補助金等健全化に関する要綱に基づいて、補助金・負担金等の適正な交付を行います。

④ 繰出金

特別会計、企業会計に対しても経営努力を促し、繰出金を抑制します。

⑤ 公債費

繰上償還の実施により、後年度の公債費負担を抑制します。必要な事業の財源として発行する場合は、辺地対策事業債、過疎対策事業債など、後年度の交付税措置率が高いものを活用することで、実質的な市の負担を軽減していきます。

(3) 予算編成手法の工夫と事務事業の見直し

一定率を一律カットする歳出削減策はこれまでに効果を生んできましたが、限界も見えてきたことから、平成 30 年度予算の編成作業から、部局ごとに予算枠を配分する「枠配分方式」を採用しました。歳入が減少しつつある局面での予算編成において、最適な方法を検討・採用していきます。

併せて、事業実施の見極めと優先順位付けを行い、行政改革に取り組みます。

(4) 業務改革の推進

限られた職員数で業務効率を上げるため、政府が進める「Society5.0」に示された ICT を活用した業務改革と生産性向上に取り組みます。また、これまでも進めてきた民間委託の推進については、引き続き業務の洗い出しを行います。

(5) 市債の抑制と基金の活用

市債の発行は極力抑制するとともに、基金を活用した繰上償還など、通常の事業財源に影響を及ぼすことなく、市債残高の抑制に努めます。

4 目標の設定

令和 9 年度の財政指標の目標を設定します。

指標名	平成 30 年度 (実績値)	令和元年度 (実績値)	令和 2 年度 (実績値)	令和 3 年度 (実績値)	令和 9 年度 (目標値)
経常収支比率	89.2%	86.7%	87.8%	82.6%	85.0%
実質公債費比率	1.9%	2.0%	4.4%	3.4%	7.0%以内
将来負担比率	21.9%	23.3%	19.9%	13.7%	60.0%以内

これまで、経常収支比率は 85%を維持することを目標としてきましたが、令和 3 年度実績値は 82.6%となりました。しかし、令和 3 年度は、臨時経済対策として地方交付税の追加交付があったことによる、一時的な数値の改善であるため、今後も人件費や扶助費等の経常的な歳出の増加が見込まれることから、目標値は 85%のままとしました。85%という数値も埼玉県内ではトップクラスの数値であるため、達成することは容易ではありませんが、今後も全庁的な取組を継続します。

実質公債費比率は、現在、非常に良好な数値となっています。しかし、今後の財政見通しで、地方税収入は毎年減少し、普通交付税も合併特例期間終了となり減額が見込まれています。また、合併特例債の発行が終了した後の数値上昇が見込まれることから、前回目標値と同率の 7%以内としました。

また、将来負担比率については、今後も、適正な基金残高の確保と市債残高の抑制を進め、60%以内を維持することを目標とし、将来に向かって健全財政の堅持に取り組めます。

5 中期財政計画（財政プラン）

本計画では、歳出削減を中心に考え、将来にわたって収支のバランスを保つ計画としています。

これまでの方法は、段階的な歳出削減に取り組み、削減した一般財源を減債基金に積み立てる計画を実行してきました。令和3年度末時点で、減債基金の残高が約31億円となり、積立てが順調に進んでいることから、今後も、引き続き決算時に生じた剰余額を、財政調整基金と減債基金の2つの基金にバランスを見ながら積立てを行っていくこととします。また、歳出削減にも限界があることから、令和6年度以降の削減額は、毎年度1億円を目標とします。

将来、形式収支の赤字が見込まれています。そこで、歳出削減額と積み立てた基金を活用して、この赤字が見込まれる年度において不足する財源を賄い、形式収支の赤字を避ける計画とします。

歳入

（単位：千円）

	R3(決算)	R4	R5	R6	R7	R8	R9
地方税	8,807,614	8,515,612	8,623,180	8,586,049	8,517,214	8,451,316	8,396,974
地方譲与税・交付金等	2,195,277	1,852,131	1,962,716	1,879,929	1,839,905	1,801,634	1,765,050
地方交付税	8,045,007	7,480,992	6,850,000	7,165,496	7,007,748	7,086,622	7,047,185
負担金・使用料等	588,229	611,208	528,332	567,146	554,578	547,946	554,623
国県支出金	7,810,343	7,060,836	5,894,787	5,821,426	5,715,310	5,692,586	5,681,445
繰入金・繰越金	3,470,847	4,595,276	3,581,233	2,378,778	1,976,533	1,895,926	1,886,230
市債	2,452,282	1,552,243	1,608,000	1,757,300	1,758,000	1,749,800	1,687,900
その他	1,294,538	662,830	952,254	786,310	771,631	807,898	788,613
歳入合計	34,664,137	32,331,128	30,000,503	28,942,434	28,140,920	28,033,728	27,808,020

歳出

	R3(決算)	R4	R5	R6	R7	R8	R9
人件費	4,726,200	4,813,653	4,787,945	4,690,311	4,692,017	4,692,700	4,691,676
物件費	4,420,979	4,938,184	4,661,673	4,615,475	4,703,042	4,541,405	4,536,541
扶助費	7,321,909	7,176,440	6,528,019	6,592,278	6,415,878	6,327,369	6,317,194
補助費等	4,086,003	3,959,503	4,021,381	3,968,559	3,916,930	3,838,268	3,781,575
公債費	3,621,161	3,481,667	2,484,844	2,249,863	2,039,048	2,507,584	2,284,294
繰出金	2,619,770	2,599,142	2,624,711	2,640,001	2,639,497	2,645,678	2,655,311
普通建設事業費	2,023,888	1,840,612	2,326,378	2,136,767	1,989,912	1,978,867	1,972,814
歳出合計	32,051,751	31,699,302	29,797,044	29,207,681	28,616,673	28,426,542	28,057,785
歳入合計－歳出合計(形式収支)	2,612,386	631,826	203,459	-265,246	-475,752	-392,814	-249,765

財政プランを実施した場合

歳出削減による対応	0	0	0	100,000	100,000	100,000	100,000
基金の追加繰入による対応	0	0	0	170,000	380,000	300,000	150,000
プラン実施後の収支	2,612,386	631,826	203,459	4,754	4,248	7,186	235

プラン実施により形式収支のマイナスを回避できます！

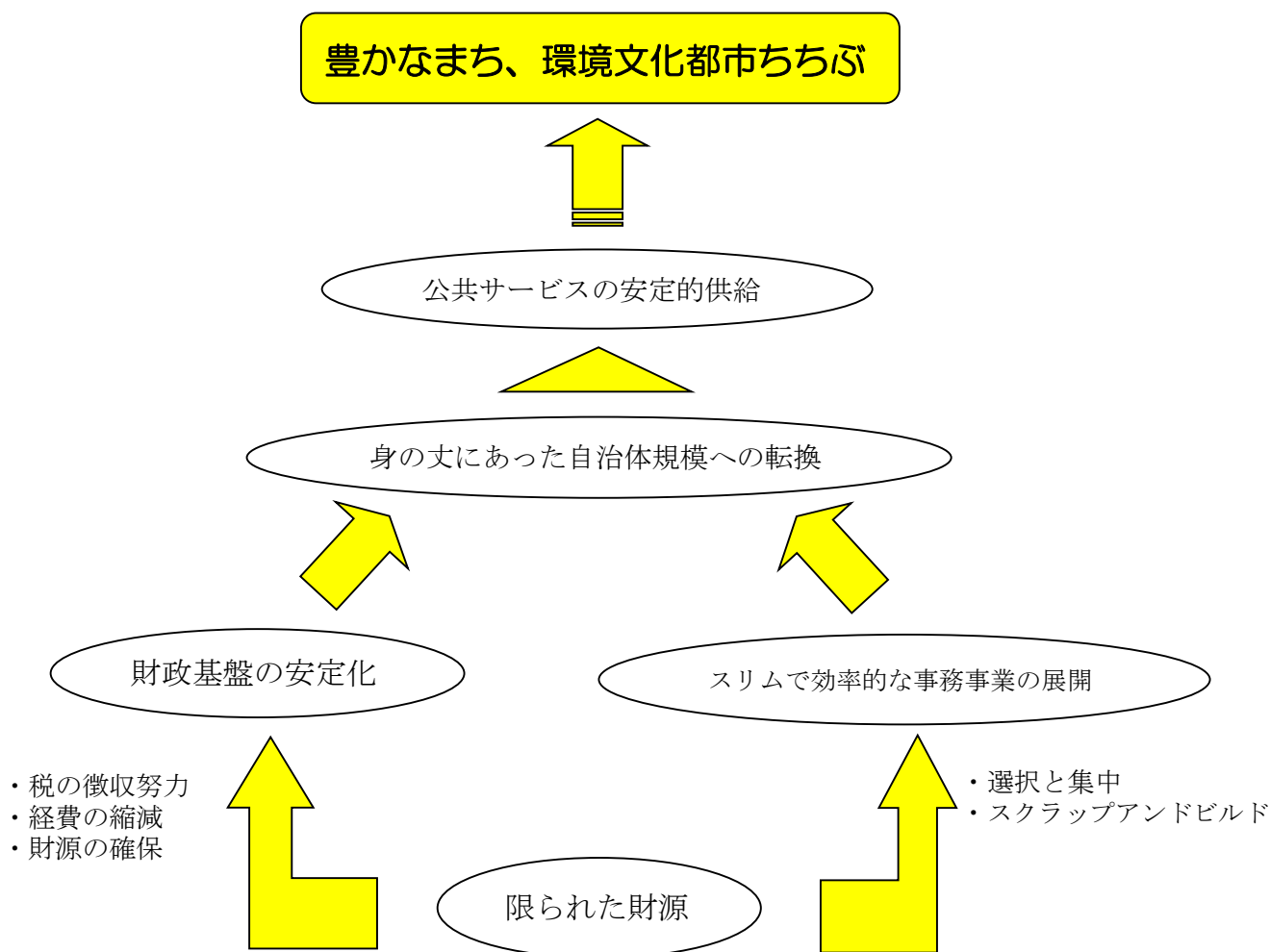
Ⅱ 第4次 財政健全化計画（令和3年度策定）

第1章 計画の基本的事項

1 基本的理念

本市では、合併により拡大した財政規模の適正化に向けて動き出さなければならない時期にきています。その中でも様々な施策の展開に対応するためには、限られた経営資源の有効活用により財政基盤を安定化し、スリムで効率的な事務事業を展開して、身の丈にあった自治体規模への転換を図ることが必要となっています。また、公共サービスを安定的に供給できるよう、持続可能で未来に責任を持てる自治体経営に取り組む必要があります。

そこで、医療、福祉、教育を充実させ、併せて地域の経済を活性化することで、心と体と生活を豊かにし、恵まれた自然と誇り高い文化を守り育む都市を目指すことを基本理念とし、「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の更なる発展のために「財政健全化計画」を全庁挙げて推進することとします。



2 計画の内容

(1) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

(2) 目標

これまで以上に行財政改革に取り組み、経常的な歳出削減対策や財源確保対策を講じながら、財政全般にわたり見直します。

そこで、社会情勢の変化などに柔軟に対応できるよう、また、新たな事業展開への財源確保を図る中で、財政の弾力性を示す「経常収支比率」に着眼し、数値目標を85%に設定（令和2年度決算では87.8%）し、取り組むこととします。

(3) 取組姿勢

本市では、平成17年の市町村合併に伴う各種の合併特例措置が全て終了し、今後は人口減少や高齢化がさらに進むことが懸念されるほか、コロナ禍による地域経済の落ち込みも重なり、財政状況はこれまで以上に厳しくなることが予想されます。そこで、前例や慣例にとらわれず、市民目線に立ってゼロベースで事業を再構築し、知恵を絞って、行財政改革を始め様々な行政課題に取り組むものとします。

第2章 財政健全化計画

1 人件費

人件費は、経常的経費の中でも大きなウェイトを占めており、今後の厳しい財政状況を見据え、引き続き職員数の削減を図り、人件費の抑制に取り組む必要があります。

適正に職員数を削減していくためには、組織体制や事務事業のスリム化は必要不可欠であり、市民が求める行政サービスの質と量に配慮しながら、身の丈に合った行財政規模への転換を推進します。また、定年延長や再任用制度により、今後は正規職員の削減が鈍化するため、現在会計年度任用職員を任用している所属に、正規職員を配属し、会計年度任用職員を削減するなど、人件費全体で削減を図ります。

なお、やむを得ず会計年度任用職員を任用する場合は、正規職員の事務配分等を見直し、現有の人員で事務処理ができないかを厳正に検討し、会計年度任用職員の任用は必要最小限とし、人件費の削減に取り組みます。

No	取組項目	取組の概要
1	退職補充の抑制 (職員数の削減)	定員適正化計画や組織・職制の見直しにより、職員数の削減を図り、人件費を抑制する。 目標値 △25人

2	時間外勤務手当の削減	フレックスタイムの活用や事務配分の見直し、課内の協力体制の強化により、時間外勤務手当の削減に努める。 目標値 △10%
3	会計年度任用職員の採用抑制	会計年度任用職員を任用する場合は、正規職員の事務配分の見直しにより対応できないか検討する。また、現在、会計年度任用職員を任用している場合でも事務内容や事務量を検証し、真に会計年度任用職員が必要かを精査する。

2 扶助費

歳出総額に占める扶助費の割合は高く、また、急速に進む少子高齢化社会への対策や障害者自立支援給付費、子育て支援費のウエイトが高まっています。

扶助費は生活保護法や児童福祉法、障害者総合支援法等に基づき被扶助者に支給されているもので、簡単に経費削減ができる性質のものではありません。

しかし、簡単に削減、圧縮できない経費であるがゆえに本市の財政力に比べ過重なサービスとなっていないか常に検討する必要があります。今後は住民ニーズや事業成果を客観的に分析し、各種事業の中に、見直し可能な単独事業などがないか常に検討を行い、経費の増加率を抑制していきます。

No	取組項目	取組の概要
1	重複するサービスの事業廃止の検討と見直し及びサービス内容の見直し	本市が実施するサービス事業のうち、他のサービスの利用でカバーできる事業の見直しを図る。また、支給金額等のサービス内容の見直しを図る。
2	生活保護受給者の自立支援の充実	自立を助長するための就労支援等、相談・指導体制の一層の充実を図る。

3 公債費

公債費（市債の元利償還金）の増大が、財政構造を硬直化させる要因となり、経常収支比率を押し上げることとなります。本市においても、旧合併特例債を活用したインフラ整備、臨時財政対策債の累積により、公債費が増加傾向にあります。今後はファシリティマネジメントの観点から、インフラ施設等の長寿命化事業に重点を置き、地方債の発行は極力抑制しなければなりません。

また、令和3年度からは合併特例債が発行できなくなったため、償還に対し交付税算入率の高い地方債を効果的に活用していくことで、実質的な市の負担を軽減していきます。

こうした状況のもと、公債費抑制の方策としては、既に借り入れた債務を繰上償還することや、据置期間や償還期間の見直し、基金活用による借入額抑制等の検討を行います。

No	取組項目	取組の概要
1	償還期間の検討	10年ごとに借り換えを行う金利見直し方式により借入を行い、借入利率を抑制する。
2	繰上償還の実施	減債基金を活用して10年の利率見直し時期に合わせて繰上償還を実施する。
3	基金活用による地方債発行の抑制	地方債総額を抑制するため、公共施設整備基金を繰り入れて普通建設事業の財源とし、地方債発行額の抑制を図る。
4	地方債種類の検討	普通交付税算入率の高い地方債を活用し、後年度の元利償還の際の自主財源充当額を抑制する。

4 物件費・維持補修費

物件費は、旅費、委託料、需用費、備品購入費など、維持補修費は、施設の修繕料などであり、特に各施設の管理経費の増加やアウトソーシングの増加は、経常収支比率を押し上げる要因となっています。

合併により増大した公共施設について、稼働状況、地域性、施設の老朽化等の状況を勘案しながら統廃合や再配置を進めるファシリティマネジメントを推進し、物件費の削減に努めます。特に、個別施設計画で統廃合を決定した施設については、統廃合の手続きを遅滞なく進めます。

光熱水費などの経費は、職員個人レベルでの日常の努力が必要なことから、「職場での行動計画」を定めて、今まで以上にコスト意識を徹底します。

また、民間で実施できるサービスについては、積極的に民間委託に移行し、スリムな行政運営を実現します。

No	取組項目	取組の概要
1	施設運営の見直し	ファシリティマネジメントにより、施設の統廃合を積極的に進める。
2	印刷枚数の削減	資料コピーだけでなく、プリンタ出力による枚数を削減することにより用紙代及び使用料の削減を図る。具体的には、パソコン、タブレット端末上で完結できる内容の不必要な印刷の廃止や両面印刷の励行、庁内グループウェアの活用、裏面の再利用、レイアウトの工夫などによる。
3	事務用品費の削減	事務用品の単価契約を締結し、消耗品の購入単価を下げるとともに、部局やそれに準じる複数の課所単位で共同で調達することで、事務用品の重複を避け、経費節減につなげる。 リサイクル製品の活用や定期購読誌を見直す。

4	光熱水費の削減	こまめに消灯、昼休や離席時にはパソコンの電源オフ、昼休み・就業後の消灯を徹底して光熱水費を削減する。 また、ちちぶ新電力の利用により、従来よりも低額で地産地消の電力利用につなげる。
5	公用車管理の見直し	公用車の稼働率の実績に基づいて台数を抑制し、各所属管理車両から共用車両への移管を進めるとともに、普通自動車から軽自動車への置き換えを行い、燃料費、車検代を削減する。
6	電話料、郵送料の削減	Eメールやファイル交換サービスの活用による通信運搬費の削減。
7	委託契約の内容・方法の見直し	人件費の抑制効果も考慮した上で、住宅管理、清掃、施設管理等、職員が直接担うべき業務を精査し、各業務の外部委託を検討する。また、同種の委託契約の一括契約、複数年契約により、スケールメリットを生かした単価削減を図る。

5 補助費等・繰出金・出資金

補助費等は、各種団体や一部事務組合への負担金や補助金などであり、繰出金は、一般会計から特別会計・企業会計へ国が定めた基準等に基づき支出されているものです。

補助費等については、市政の補完的、代行的な役割を果たしている団体などに支出されており、その事業が効率的、効果的に行われているかどうか交付対象事業を一定の公平性などの観点から見直す必要があります。

繰出金については、国の定める基準があるため、その金額を削減することは容易ではありませんが、特別会計・企業会計内において経営努力を行い、独立採算の原則に基づき、収入の確保とコストの削減を行っていくべきです。また、一部事務組合に対しても引き続き市と同様のコスト削減に努めるよう働きかけます。

公営企業への出資金についても、国が定めた基準等に基づき、長期的な視点に立ち適切に対処します。

No	取組項目	取組の概要
1	補助金等健全化に関する要綱の推進	財政健全化推進本部の推進部会を活用し、補助金等健全化に関する要綱による効果の検証と要綱の基準に合致していない補助金の見直しを図る。
2	特別会計・企業会計及び一部事務組合に係る負担金・繰出金の削減	対象となる会計の経営努力により、受益者負担の原則に基づき、収入の確保や利用料金の見直しを含めた適正化を検討する。

3	会費、研修会参加費等経費の見直し	関与の見直しや必要性を再検討して経費の削減を図る。
---	------------------	---------------------------

6 歳入確保（その他取り組むべき方策）

（1）市税の確保（歳入の徴収向上）

本市の令和2年度の市税の当該年度課税分の徴収率は、98.4%ですが、市税全体の徴収率は、滞納分の納付が進まなかったことから95.8%となっています。

納税者の利便性を踏まえた収納方法を検討し、期限内納付を推進することにより収納率の向上を図ります。

（2）受益者負担原則の徹底

行政サービスを提供する場合に要する費用の財源は、市税収入などが基本ですが、駐車場や文化・スポーツ施設などのように、特定の利用者にサービスが限定される場合は、利用者と利用しない人との負担の公平の観点から、その利用者に費用負担を求めるべきであるという考え方が受益者負担の原則です。

この原則に基づいて、「経営」の観点からコストを縮減するとともに、民間・他団体などと比較してバランスを欠いているものは歳入面においても見直しを行います。また、同種・類似の事業について、利用者の負担水準に格差がある場合についても見直しを行います。

（3）広告収入の検討

現在保有している資産を最大限に活用することや、新たな手法に基づき歳入を増やす必要性が高まっていることから、広告収入推進のための研修等を行い、市ホームページや広報誌などの刊行物、封筒やパンフレット等の印刷物、公共施設への広告掲示やネーミングライツ（命名権）などを活用した広告収入事業の拡大を行います。

（4）未利用財産の売却・貸付の促進

土地の新規取得を抑制するとともに、市有資産の利用計画や利用状況を見直し、施設の統廃合、敷地の高度利用、他用途への転用など有効活用を図ります。

また、将来事業化を予定しているが、当面は利用予定のない土地は、一時的に貸付を行うなど有効活用を図ります。

さらに、市の財産として有効活用できない土地は売却の方向で検討します。

（5）行政財産の有効活用

地方自治法の改正により、行政財産の目的外使用で設置許可をしている自動販売機について、貸付による設置が可能になりました。

貸付時に設置事業者を公募することで、設置における機会均等や公平性が確保できるとともに、競争入札や見積り合わせ等の実施により、歳入の増加が期待できます。さらに、複数年契約が可能となり、事務手続きの効率化も図れますので、今後、契約更新時には、順次、貸付方式の導入を検討します。

(6) ふるさと納税寄附金の募集

新たな財源として「ふるさと納税」が注目されており、現在でも寄附者への特典を用意して積極的に募集をしていますが、今後は企業版ふるさと納税制度や、使途を明確にしたクラウドファンディングの活用も推進します。

むすびに

中期財政計画及び財政健全化計画を策定するにあたり、本市の財政全体を考慮し、特別会計の健全性なども視野に入れながら、普通会計の収支バランスを確保することこそが最大の目的であります。

そのためには、行財政運営の一翼を担う職員一人ひとりが厳しい現実を直視し、行政としての責務を果たす必要があり、この取組を一層強化し、未来に向けた新しい市政を創造していかなければなりません。

さらには、市民とのパートナーシップの強化により、急速に進む少子高齢化の進行、環境問題などの諸問題に優先的に対応できるよう、積極的かつ自主的な行財政運営のあり方を模索し、構築していくことも必要であると考えます。

本市の財政健全化に向けた取組は、市政進展のため欠かせないものであり、地方分権の時代にふさわしい「簡素で効率的な行政システム」を確立することが必要です。こうしたシステムの下で、重要政策課題としての雇用の確保や安心できる医療と福祉の実現、環境・観光のまちづくりなどの諸課題に各職員が的確に応え、備えることができるよう、この計画に示した様々な取組を実施していかなければなりません。また、2050年のカーボンニュートラルに向けてグリーン政策が求められる中で、環境政策と費用対効果のバランスを保ち、財源確保に留意しながら取り組むことが必要となります。

本市では既に各職員が重要課題に積極的に対応し、行政評価制度を活用した予算編成等の行財政改革に取り組んでおり、多くの部分で成果を挙げてきています。しかし、改革には多くの痛みが伴います。経費の節減を進めるとき、サービスの質の確保と住民負担の増加とのバランスを考慮しなければならず、特に市民等の「協働によるまちづくり」への参加意識や行政運営に対する士気の低下等を招くことのないよう細心の注意を払いながら、財政の健全化に努めなければなりません。

この計画に示された個々の取組は目標であり、容易に実行、達成できるものではありません。しかしながらその達成度は、最終目標である「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」の達成度を左右することからも、この計画に示した目標以上の効果をあげることができるよう、アイデアを出し合い、全庁を挙げて歳入確保・歳出削減対策に取り組む必要があります。

今後、常に経費を含めた現行事業の見直しや検討を行いながら、市民ニーズに対応した行政が実施できるよう、この計画を推進してまいります。

担 当 部 署	財務部財政課
所 在 地	秩父市熊木町 8 番 15 号
電 話 番 号	0494-22-2203
メールアドレス	zaisei@city.chichibu.lg.jp